内閣委員会

内閣調査室

１　経済財政政策

(1) 骨太方針2026

高市内閣においては、我が国の潜在成長率が主要先進国と比べて低迷している要因は国内投資の不足であるとの認識の下、緊縮志向と「未来への投資不足」の流れを断ち切り、技術の社会実装・新たな市場獲得の挑戦を全力で後押しすることで、潜在成長率を高め、税率を上げずとも税収が自然増に向かう「強い経済」を目指すとの方針を掲げている[1]。

主要先進国では、市場に委ねるだけでは解決できない課題に対応するため、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流となっている。そのような中、我が国においても、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政[2]」の考え方の下、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や先端技術を花開かせる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、スタートアップの振興などを図ることで中長期的な成長力強化につなげ、あわせて、民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から、予算の作り方を根本から改めることとしている[3]。

令和８年７月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2026」においては、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することとされており、強い経済の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組が示されるとともに、「責任ある積極財政に基づく『中長期経済財政計画』」が策定され、強い経済の実現に向けた取組を支える新たな財政運営の仕組みが一体的に示されている。

責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」の概要（計画期間：2027～2040 年度）

○目指す経済・財政の姿

・2040 年度にＧＤＰが 1,100 兆円に近づく　　・債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下

・実質１％超、名目３％超の経済成長をできるだけ早期に定着させ、更に引き上げていく

○財政運営目標の設定

・国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付け

・ＰＢ（基礎的財政収支）は、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理

○通常歳出とは別に、要求上限を設けず複数年度計画に基づくものを基本とする「強く豊かな日本」投資枠を創設

○補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し　　等

[1] 令和８年第11回経済財政諮問会議・第７回日本成長戦略会議（令和８年７月21日）議事要旨11頁等

[2] 政府は、「責任ある積極財政」について、先を見据えた「戦略的財政出動」であり、決して、規模ありきで、いたずらに歳出を拡張していくことを意味するものではないと説明している（高市内閣総理大臣記者会見（令和７年12月17日））。

[3] 令和８年第10回経済財政諮問会議（令和８年６月30日）議事要旨６頁等

(2) 日本成長戦略

高市内閣の成長戦略の肝は、危機管理投資、成長投資を進め、世界共通の課題解決に資するような製品、サービス、インフラを国内外に提供することであるとされている[4]。

新設された日本成長戦略本部の下、令和７年11月には、危機管理投資、成長投資の戦略分野として、ＡＩ・半導体、造船等の17分野[5]が定められるとともに、８つの分野横断的課題[6]が示された。さらに、17の戦略分野に関しては、令和８年６月までに、官民投資を優先的に支援することが必要と考えられる62の主要な製品・技術等が特定された。

各分野における検討を踏まえ、令和８年７月21日に閣議決定された「日本成長戦略」においては、62の主要な製品・技術等のそれぞれについて「官民投資ロードマップ」が策定され、その策定過程で洗い出された「国内投資促進のため解消する必要がある課題」（８つの分野横断的課題）について対応の方向性が示された。なお、62の主要な製品・技術等全体で想定される官民の国内投資の規模は、2040年度までに累計370兆円超とされている。

今後、年末に向けた予算編成過程において、17の戦略分野と８つの分野横断的課題への対応のうち主要な政策について、投資事業計画や主な予算事業等を盛り込んだ複数年度にわたる「日本成長戦略実行計画」を取りまとめることが予定されている[7]。

(3) 物価高対策

政府は、近年の物価上昇について、当初は、コロナ禍後の世界的な需要回復や令和４年のロシアのウクライナ侵略による資源･食料価格の高騰に加え､円安の進行もあいまって、輸入物価の上昇を起点とするコストプッシュ型の物価上昇として生じ、その後、輸入物価を起点とする物価上昇は一旦落ち着きを見せたものの、令和６年秋以降、夏の天候不順による野菜の生育不良や米価格の高止まり、物流費の転嫁等を背景に、食料品など身近な物の価格が上昇しているとの認識を示している[8]。また、中東情勢が緊迫化した令和８年３月以降、石油製品価格が大きく上昇したが、他の製品への転嫁は限定的であり、食料品等への転嫁は、夏から秋にかけて徐々に行われる可能性があるとしている[9]。

このような状況に対し、政府は累次にわたり対策を講じてきた。高市内閣においては、令和７年11月に「『強い経済』を実現する総合経済対策」が閣議決定され、同年12月、その裏付けとなる令和７年度補正予算が成立した。総合経済対策には、物価高対策として、重点支援地方交付金の拡充、物価高対応子育て応援手当の支給等が盛り込まれ、順次執行されている。さらに今般の中東情勢を踏まえ、令和８年度一般会計予備費により夏の間の

[4] 第221回国会衆議院予算委員会議録第３号38頁（令8.3.2）城内国務大臣答弁

[5] ①ＡＩ・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・ＧＸ、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

[6] ①新技術立国・競争力強化、②人材育成、③スタートアップ、④金融を通じた潜在力の解放、⑤労働市場改革、⑥介護、育児等の外部化など負担軽減、⑦賃上げ環境整備、⑧サイバーセキュリティ

[7] 令和８年第11回経済財政諮問会議・第７回日本成長戦略会議（令和８年７月21日）議事要旨12頁

[8] 第219回国会衆議院財務金融委員会議録第２号12頁（令7.11.21）片山国務大臣答弁等

[9] 城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和８年８月４日）

電気・ガス料金支援が行われたほか、令和８年６月に成立した令和８年度補正予算において重点支援地方交付金の拡充[10]や「中東情勢等対応予備費[11]」の創設などの対応が行われた。

２　重要土地等調査法

(1) 重要土地等調査法の制定

国境離島や防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐり、かねてから安全保障上の懸念が指摘されてきた[12]。政府は、国家安全保障戦略等において、国家安全保障の観点から土地利用等の在り方について検討する旨を示してきており、骨太方針2020[13]において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」こととした。

これを受けて、令和３年に重要土地等調査法[14]が制定された（令和４年９月に全面施行）。

(2) 目的及び基本方針

重要土地等調査法の目的は、重要施設[15]及び国境離島等[16]の機能を阻害する土地等の利用を防止することにより、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することである。政府は、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（基本方針）を定めるものとされており、令和４年９月に同方針が閣議決定された[17]。

(3) 注視区域及び特別注視区域の指定

内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域として指定することができる。

さらに、注視区域に係る重要施設又は国境離島等のうち、その機能が特に重要又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難であるものに該当する場合には、当該区域を特別注視区域として指定することができる。

10 電気・ガス料金支援の対象とならない特別高圧電力やＬＰガスの利用者への支援を実施するための措置

11 中東情勢に伴うエネルギー価格高騰など、国際情勢の変化に伴う影響への対応に使用できるもの。令和８年９月には、ガソリン価格等への補助を継続するため、同予備費を使用することが閣議決定された。

12 『日本経済新聞』（2021.6.16）

13 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）

14 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和３年法律第84号）（本章において特段の記載のない条項は、同法の条文を指す。）

15 「重要施設」とは、「防衛関係施設」、「海上保安庁の施設」及び「生活関連施設（原子力関係施設及び空港）」である（第２条第２項）。

16 「国境離島等」とは、「領海基線を有する離島」及び「有人国境離島地域離島」である（第２条第３項）。

17 令和４年９月16日閣議決定

注視区域又は特別注視区域の指定に当たっては、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、区域指定に伴う社会経済活動への影響を、安全保障上の要請に基づく合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があるとされている。

令和５年２月から順次進められてきた区域の指定は、これまでに注視区域436箇所及び特別注視区域150箇所の計586箇所の区域が指定されており、法制定当初に想定されていた区域についてはおおむね完了したとされている[18]。

(4) 土地等に関する所有権等の移転等の届出

特別注視区域については、面積が200平方メートル以上の土地等[19]の所有権移転等に際し、売主・買主双方の氏名、住所、利用目的、国籍等の内閣総理大臣への事前届出が義務付けられており、この届出を受けて届出事項についての調査を行うものとされている。なお、届出義務違反に対しては罰則が科せられるが、この届出は土地等の取引自体を規制するものではない[20]。

(5) 土地等利用状況調査

注視区域及び特別注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査（以下「土地等利用状況調査」という。）は、公簿等の収集[21]を基本として、現地・現況調査や所有者等からの報告の徴収等の方法を適切に組み合わせる形で行われる。なお、本法において立入調査については規定されていない。

調査の対象は、注視区域及び特別注視区域内にある土地等の所有者や賃借人等の利用者である。また、調査事項は、土地等の利用者等の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別とされており[22]、土地等の利用者等の思想・信条等に係る情報を含め、土地等の利用には関連しない情報を収集することはない[23]。

令和７年12月、内閣府は、土地等利用状況調査の結果に基づき、令和６年度における重要施設周辺等の土地及び建物の取得状況を取りまとめた。同年度における土地・建物の取得総数は113,827筆個であり、そのうち外国人・外国系法人による取得は3,498筆個（取得総数の3.1%）であった。取得の内訳を国・地域別に見ると、中国が最も多く、次いで台湾、韓国となっている。また、外国人・外国系法人による取得のうち、所在者別の割合は、国内所在者が約８割、国外所在者が約２割であった。

18 第９回土地等利用状況審議会（令和６年３月29日）議事録１頁

19 建物の場合は、各階の床面積の合計が200平方メートル以上の建物

20 基本方針９頁

21 公簿等として、不動産登記簿を中心とする一方で、必要に応じて、住民基本台帳、固定資産課税台帳、戸籍簿、商業登記簿、農地台帳、林地台帳、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）に基づく報告、「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく届出等の情報を収集する（基本方針７頁）。

22 第７条第１項、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令」（令和４年政令第308号）第２条

23 基本方針８頁

(6) 今後の動向

令和７年11月に開催された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）における内閣総理大臣指示を踏まえ、同会議の下に設けられた有識者会議では、土地取得等のルールの在り方を含め、国土の適切な利用及び管理について検討を進めた。

令和８年１月に同有識者会議において取りまとめられた意見書[24]を踏まえ関係閣僚会議で決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、速やかに実施する施策として、安全保障の観点から立法事実を整理するとともに、我が国よりも踏み込んだ土地取得等のルールを導入している諸外国の例も参考に、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの在り方について検討を進めることとされた[25]。

同総合的対応策に基づき、令和８年３月に設置された「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」では、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者（日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等）、規制の内容（許可制、審査付事前届出制、立入検査等）及び規制対象となる土地等について検討が進められており、政府は、今秋の臨時会に重要土地等調査法の改正案を提出する方針であると報道されている[26]。

３　法人の実質的支配者の透明性確保

(1) マネー・ローンダリング等対策の国際的な取組

ア　ＦＡＴＦ（金融活動作業部会）

近年、経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている。このような中で、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙をついて行われるという認識の下、ＦＡＴＦ[27]（金融活動作業部会）の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング[28]、テロ資金供与[29]、拡散金融[30]への対策の国際基準の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。

具体的には、ＦＡＴＦは、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置をＦＡＴＦ勧告として示すとともに、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施している。

24 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」（令和８年１月14日）

25 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和８年１月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）55 頁

26 『読売新聞』(2026.6.2)

27 Financial Action Task Force。マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、1989（平成元）年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、2001（平成13）年の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

28 マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、一般に、犯罪によって得た収益を、出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為をいう。

29 テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のために、資金や場所等を収集・提供等する行為

30 大量破壊兵器（核・生物・化学兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスの提供をする行為

イ　ＦＡＴＦ第４次対日相互審査

ＦＡＴＦは、2021（令和３）年８月に第４次対日相互審査報告書を公表した。この中で、我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策は、全体として成果を上げていると評価された一方で、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止などに優先的に取り組む必要があると指摘された。

政府は、同報告書を契機として、政府一体となってマネー・ローンダリング等への対策を推進するため、同月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、３年間の行動計画[31]を策定した。また、令和４年５月には、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針[32]」を決定した。これらの行動計画、基本方針に沿って、各機関が連携して指摘事項の改善を行い、改善状況についてＦＡＴＦに報告した。

(2) 法人の実質的支配者の透明性確保

ア　我が国における法人の実質的支配者に関する取組

ＦＡＴＦ勧告や金融機関等からの要望等により、マネー・ローンダリング等の目的による法人の悪用を防止する観点から、法人の透明性向上に向けた取組が要請されていることなどを踏まえ、我が国では、法人の実質的支配者[33]を確認するために以下の取組が行われ、法人の悪用防止が図られている。

①金融機関などによる取引時確認義務

特定事業者[34]（弁護士等を除く。）は、法人の顧客と一定の取引を行うに際し、当該法人顧客の実質的支配者の情報を確認しなければならないとされている（犯収法[35]第４条）。

②公証人による法人設立時の実質的支配者確認

法人設立時の定款の認証手続において、公証人は、嘱託人に、法人の実質的支配者に関する事項や、当該実質的支配者が暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否かについて申告させるものとされている（公証人法施行規則[36]第46条）。

③商業登記所による実質的支配者リスト制度

法人設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、令和４年１月から、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する「実質的支配者リスト制度」が運用されている[37]。

31 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（令和３年８月30日）

32 令和４年５月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定

33 ＦＡＴＦにおける定義では、法人を最終的に支配・所有している自然人を意味しており、日本においては法人の議決権の総数の４分の１を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいう。

34 金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士又は弁護士法人、司法書士又は司法書士法人、行政書士又は行政書士法人、公認会計士又は監査法人、税理士又は税理士法人

35 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）

36 昭和24年法務府令第９号

37 「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和３年法務省告示第187号）

イ　ＦＡＴＦ勧告の改訂

パナマ文書[38]等で明るみとなった法人等の悪用事例から、国際的に法人の実質的支配者の把握強化が必要との問題意識が高まったことを踏まえ、ＦＡＴＦは、2022（令和４）年３月、ＦＡＴＦ勧告24（法人の実質的支配者）を改訂し、①カンパニーアプローチ[39]及び②レジストリアプローチ[40]又はその代替的メカニズム[41]の義務化などを求めることとした。今後の第５次対日相互審査では、改訂勧告に基づき審査が行われることとなる。

これまで、我が国では、公証人による定款認証時における法人の実質的支配者の把握等（上述**ア②**、**③**参照）が行われているが、公証人には法人設立後の実質的支配者の把握に関与する仕組みがなく、実質的支配者リストも任意の仕組みであり、現時点では、カンパニーアプローチ及びレジストリアプローチ等を満たす仕組みは存在しておらず、法人の実質的支配者情報の一元的かつ継続的・正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備が必要であるとされている[42]。

このような中、令和９年から開始される第５次対日相互審査を見据え、令和６年４月に策定された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）[43]」では、法人等の悪用防止について、令和８年度末を期限として、「法人の実質的支配者情報に関する制度の改善と実効性向上」、「法人の実質的支配者情報への当局によるアクセス強化」に取り組むとされた。さらに、令和８年７月に閣議決定された骨太方針2026では、第５次対日相互審査を見据えた対応として、「マネロン対策や経済安全保障等への対応に向け、法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める」とされた。政府は、これらに加え、日本の土地等を所有する法人の支配関係の透明性の確保などの観点からも法人等の実質的支配者（ＢＯ：Beneficial Ownership）情報の把握の必要性が高まっているとして、「法人等の実質的支配者（ＢＯ）に係る情報の把握等に関する有識者会議」において、その把握等の在り方について同年９月24日から議論を行っている。

４　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策

(1) 匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）

近年、ＳＮＳや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口で特殊詐欺や強盗等を広域的に実行するなどの集団がみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、匿名性の高い通信手段で実行犯への指示をするなど匿名化される一方、実行犯はＳＮＳ等でその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴

38 租税回避地での法人設立を代行する中米パナマの法律事務所から流出した内部文書で、世界各国の現旧首脳12人を含む政界関係者ら約140人が租税回避地に法人を設立したことを示す情報が含まれていた。こうした租税回避地での企業設立について、オバマ大統領（当時）は、「多くは合法だが、確実に問題がある行為だ」と批判した。（『産経新聞』（2016.4.7））

39 会社が、自身の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報を取得し、保有すること

40 法人の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報を、公的機関が保有すること

41 公的機関自身による直接的な保有に代わって、金融機関等が保有する情報への迅速・効率的なアクセスを確保するメカニズム

42 「法人の実質的支配者情報に関するＦＡＴＦ勧告への対応及び起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しについて」（令和５年７月31日規制改革推進会議）

43 令和６年４月17日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定

を有している。警察では、こうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」（以下「トクリュウ」という。）と位置付け、戦略的な実態解明を図るとともに、取締りの強化に努めている。

(2) 特殊詐欺・強盗等の被害状況

こうした中、令和７年中の特殊詐欺の被害額は、前年比約64％増の約3,257億円と過去最悪となり、さらに、令和８年上半期の被害額は、前年同期を上回る約1,816億円となるなど、被害の拡大に歯止めが掛かっていないが、こうした特殊詐欺の多くにトクリュウが関与しているとみられている。

また、令和６年には、南関東１都３県において、トクリュウによる犯罪実行者募集である、いわゆる「闇バイト[44]」による18件の強盗事件[45]が２か月以上にわたって連続発生したほか、令和８年５月には、栃木県内で、トクリュウによるものとみられる、高校生等を実行役とする強盗殺人事件が発生した。

(3) トクリュウによる犯罪被害対策のための技術的措置の導入に向けた検討

政府の犯罪対策閣僚会議は、令和８年７月28日、特殊詐欺については対策の強化が喫緊の課題であるなどとして、「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」を決定した。この中で、特殊詐欺対策として、犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法（以下「遠隔解析」という。）について、新たな法制度導入に向けた検討を加速すること等が盛り込まれた。

これを受け、警察庁は同年８月10日、「匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害対策のための技術的措置に関する有識者検討会」を設置し、遠隔解析導入の必要性等についての議論を行った。同年９月24日、同検討会は提言をまとめ、遠隔解析を早急に導入することが必要とし、新たな制度の具体的な方向性として、①遠隔解析は、一定の重大な犯罪による被害が切迫した際に、当該被害を防止する目的で行使する行政調査権限として新設し、警察官職務執行法[46]の中に規定することが考えられる、②刑事訴訟法[47]に基づく差押えの要件・手続を一つの目安として、遠隔解析の要件・手続を構成することが考えられるなどとした。警察庁は提言を受け、遠隔解析について定めた関連の警察官職務執行法の改正案を次の臨時会に提出する見通しであると報じられている[48]。

５　インテリジェンス政策

(1) インテリジェンスとは

政策決定者が的確な政策判断や意思決定を行うためには、一次情報（インフォメーション）がただ集まるだけでは必ずしも役に立たず、情報機関がインフォメーションを集約・

44 仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆するなどしてその実行者が募集される犯罪。警察ではこのようなＳＮＳ等の犯罪実行者募集投稿やその関連情報を「犯罪実行者募集情報」と呼称している。

45 このうち１件で被害者が殺害され、12件で被害者が負傷している。

46 昭和23年法律第136号

47 昭和23年法律第131号

48 『東京新聞』（2026.9.25）

整理・分析することにより、政策判断・意思決定に活用できる成果物（プロダクト）に加工することが求められる。一般的に、こうした一連のプロセスや成果物そのものを指して「インテリジェンス」と呼ぶ。

政府の政策決定プロセスにおいて、政策を決める者（政策部門）と情報を扱う者（情報部門）は、互いに連携しつつも、一定の分離を保ちながらインテリジェンスの要求と提供を繰り返し、有機的な「インテリジェンス・サイクル」を形成している。すなわち、情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を情報部門に提示する。

(2) 我が国のインテリジェンス体制

我が国では、政策部門の機関として、国家安全保障に関する中・長期的な政策等を審議・決定する国家安全保障会議[49]（内閣総理大臣を議長とする閣僚級会議）及び同会議の事務局を担う国家安全保障局（局務を掌理する国家安全保障局長は大臣政務官級の特別職国家公務員）がある。

他方、情報部門については、令和８年７月31日に施行された国家情報会議設置法[50]に基づき、重要情報活動[51]及び外国情報活動への対処[52]に関する重要事項を審議する機関として、国家情報会議（内閣総理大臣を議長とする閣僚級会議）が内閣に設置され、同法の施行前に置かれていた内閣情報会議[53]（内閣官房長官を議長とする事務次官級会議）の格上げが図られた。

また、同法の附則により内閣法[54]等が改正され、従前の内閣情報調査室[55]（事務を掌理する内閣情報官は事務次官級の特別職国家公務員）を発展的に解消し、国家情報局（局務を掌理する国家情報局長は大臣政務官級の特別職国家公務員）が設置された。同局は、内閣官房に置かれた官邸直属の情報機関であり、自ら情報の収集調査に当たるとともに、関係行政機関の収集した情報を集約した総合分析等を行い、また、国家情報会議の事務局として、同会議の調査審議に係る事務処理や資料等の整理を実施しつつ、関係行政機関による情報活動の総合調整や、省庁横断的な施策の企画立案等を行うことを任務としている。

49 「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第89号）により、我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、従前の「安全保障会議」を改組する形で創設された。

50 令和８年法律第 28 号

51 重要国政運営（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営）に資する情報の収集調査に係る活動

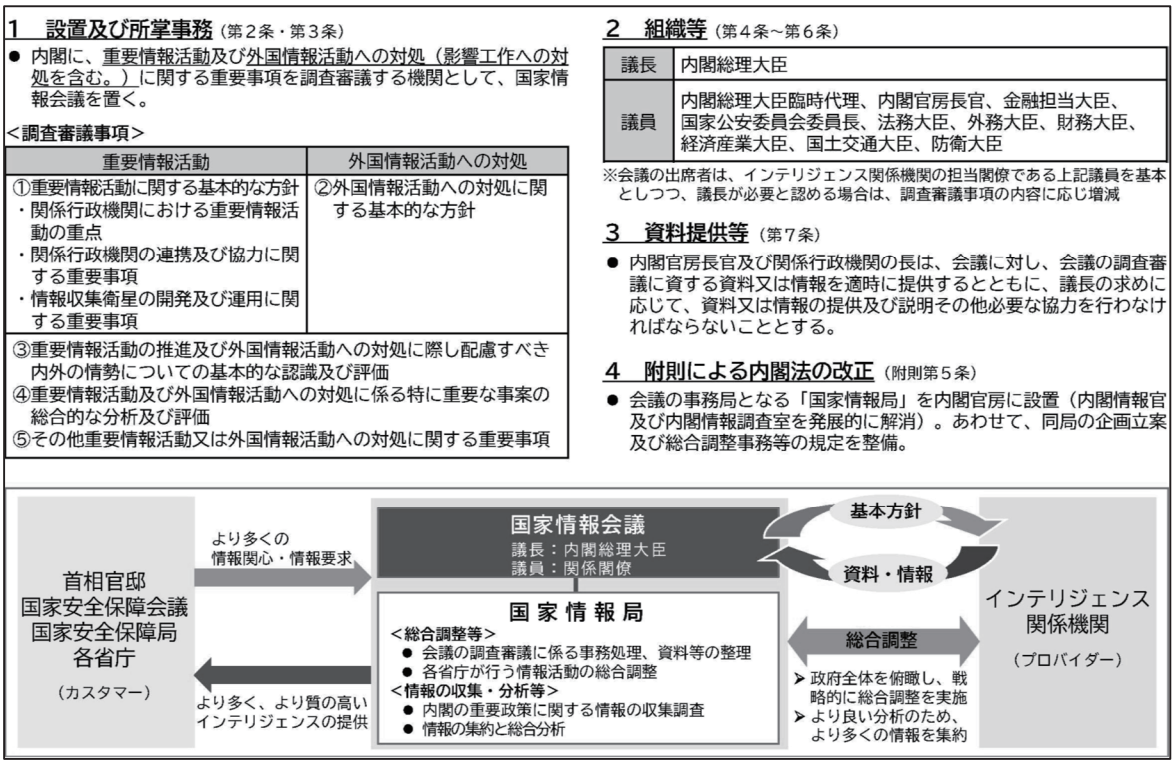
52 公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む）であって、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処

53 「内閣情報会議の設置について」（平成10年10月27日閣議決定）に基づき、内閣に設置されていた。

54 昭和 22 年法律第５号

55 「内閣官房組織令」（昭和32年政令第219号）に基づき、内閣官房に設置されていた。

（図表）国家情報会議設置法の概要



（出所）内閣官房ＨＰ

(3) 更なるインテリジェンス機能の強化に向けた施策

令和７年10月に自由民主党と日本維新の会の間で締結された連立政権合意書では、インテリジェンス政策に関して、国家情報会議、国家情報局及び国家情報局長の設置のほか、次に掲げる事項が盛り込まれた。

- 令和９年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について令和７年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

政府は、国家情報会議設置法はインテリジェンス機能強化の第一歩であり、現下の厳しい情勢に適切に対応していくためには、対外情報機能の強化[56]や外国勢力による不当な干渉の防止[57]といった更なるインテリジェンス施策を着実に進めていく必要があるとの認識を示した

[56] 海外における情報の収集について、現在は外務省の在外公館を中心に、関係省庁の連携の下、様々な人的ネットワークを構築して取り組んでいる（第 221 回国会参議院内閣委員会会議録第６号 16 頁（令 8.5.12）町田政府参考人（内閣官房内閣審議官）答弁）。

[57] 例えば、外国代理人登録法について、政府は、「外国政府などの指示や依頼によって政策誘導や世論形成のために政府や議会に働きかけを行ったり、情報活動や宣伝活動を行ったりする人物又は団体に対して届出や登録を義務付ける制度として米国や英国などでは既に整備されていると承知している」としている（第 221 回国会参議院内閣委員会会議録第 10 号 4-5 頁（令 8.5.26）高市内閣総理大臣答弁）。

上で[58]、現在、インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議を開催するなど、必要な施策について検討を行っている。

６　国家公務員制度

(1) 令和８年人事院勧告等

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則（職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならない）[59]に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

令和８年８月７日、人事院は、国会及び内閣に対し、①職員の給与の改定に関する勧告・報告、②職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告とともに、③国家公務員災害補償法[60]の改正についての意見の申出を行った。

【勧告等の主な内容】

①　職員の給与の改定（勧告・報告）＜一般職給与法[61]等の改正＞

- 民間給与との較差解消のため、俸給表を改定（平均改定率3.3％の引上げ）。その際、中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定を行う。
- 特別給（ボーナス）の支給月数を0.05月分引き上げる（年間4.65月分→4.70月分）。
- 転勤に伴う経済的な負担の軽減のため、転居に関する手当の新設を行う。

②　職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告）＜勤務時間法[62]の改正＞

- 個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進のため、全ての職員が事由を問わず年７日取得できる無給休暇の新設を行う。

③　国家公務員災害補償法の改正（意見の申出）

- 労災保険法一部改正法[63]の内容を踏まえ、国家公務員災害補償制度が共働き世帯の増加などの就労構造の変化を含め時代に即したセーフティネットとなるよう、遺族補償年金の受給資格要件等の見直し等を行う。

また、これらと併せて報告された公務員人事管理に関する報告においては、公務における人材マネジメント上の諸課題[64]を踏まえ、「『これから』の公務」の実現に向け、①実力本位で活躍できる公務（本府省幹部職員等を対象とする人事制度見直しの先行実施[65]等）、②働きやすさと成長が両立する公務（成長できる職場の整備等）、③誰もが挑戦できる開かれた公務（採用試験等の見直し等）及び④高い使命感とやりがいを持って働ける公務（公務

58 第221回国会参議院内閣委員会会議録第10号28頁（令8.5.26）木原国務大臣答弁

59 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条第１項

60 昭和26年法律第191号

61 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）

62 「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成６年法律第33号）

63 「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第60号）

64 能力・実績に基づく人事制度の構築、長時間の超過勤務の縮減、成長実感が得られるような多様な学びの機会の提供等

65 職務・職責をより重視した給与体系、能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入など、令和９年夏に具体的な内容を報告

のブランディング等）の４つを柱に据え、これらをパッケージとして展開するとした。

(2) 勧告後の動き

人事院勧告を受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議[66]を持ち回りで開催した。木原内閣官房長官は、国家公務員の給与等の取扱いについて、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたい」とした[67]。

今後は、同会議において協議した結果を踏まえ、公務員の給与改定等に関する取扱いが閣議決定され、一般職給与法の改正、その内容に沿った特別職給与法[68]の改正等を行うため必要な法律案が国会に提出される見込みである[69]。

７　就業者負担軽減支援金（給付付き税額控除の導入に向けた措置）

自由民主党と日本維新の会は、連立政権発足に当たり、給付付き税額控除の早急な制度設計を進め実現を図ることで合意し、高市内閣総理大臣は、令和７年10月の所信表明演説において、人口減少、少子高齢化を乗り切るためには、社会保障制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要であるとの認識の下、超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論する方針を示した[70]。

総選挙後の令和８年２月から国民会議において議論が開始され、同年７月の中間とりまとめ[71]を踏まえ、「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針[72]」が閣議決定された。また、同年９月には、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずるため、大綱[73]が閣議決定され、中低所得の現役勤労者について、税・社会保険料の負担軽減を通じた可処分所得の増大を図るとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和し、就労を促進するため、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入することとされた。また、令和９年４月から、２年間に限った飲食料品の消費税率の１％への臨時的な引下げと飲食料品の消費税１％相当分の範囲で実施する支援金制度とを組み合わせて行い、令和11年度の支援金制

66 人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与の取扱いについて協議することを目的として設置。平成５年９月21日閣議口頭了解。

67 令和８年８月７日給与関係閣僚会議議事要旨

68 「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）

69 なお、今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、約3,360億円となるとされている（前掲注67参照）。

70 第 219 回国会衆議院会議録第２号３頁（令 7.10.24）

71 令和８年７月 29 日社会保障国民会議。令和 11 年度に「所得に連動したきめ細かな給付」を行う新たな制度を導入することとされた。また、そこに至る経過措置として、飲食料品の消費税率引下げと「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせる案が示された。ただし、経過措置の具体案については①消費税率の時限的な引下げではなく給付で対応すべき、②飲食料品の消費税を恒久的に減税すべき、③制度の本格導入までのつなぎとして早期に飲食料品の消費税率を引き下げるべき、との意見が併存し、意見の一致に至らず、中間とりまとめにもその旨が明記された。

72 令和８年８月５日閣議決定

73 「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月 15 日閣議決定）

度[74]の本格導入に円滑に接続すること等が示された。このほか、支援金の支給に関する事務を所管する組織として、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を内閣府に設置すること等が盛り込まれた。

政府は、今秋の臨時会に関連法案を提出することとしている[75]。

内容についての問合せ先
内閣調査室　相原首席調査員（内線 68400）

[74] 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行うこととされた。

[75] 首相官邸ＨＰ「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針の閣議決定についての会見」（令和８年８月５日）